1	1	ास का उठ वट गरे आ	在12月日绿	官	図・本質報(附	(集) to 523	子凶者 159	15 80
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 10								(15 月)
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 10		九六	五五		-		10.	昭
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 1	部裁部行改称	特別の世界の	支に農業世に一般を	食糧 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	日正国正日の有機	換 旧正 日 物改未 博 有	と当家昭外 法 の	和
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 1	世	計場と	瀬原本 新 高 本 新 は 本 が に を 再 法 か て 、	計のな計のな計のない。	日有鉄 一型 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	行貨債処を発出	間の 特に 神 神 神 神	
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 1	定員法	の一部資件する	党を 対し 大 で で で で で で で で で で で で で	別伴り資献 日本資金 日本	選法の 原法の が決め	の 理 社 法 の 武 装 に の 改 等	例対度法に関るお	+
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 1	等の一	改 经	た験別部繰ための計で	の機運財の最大の部に	一部部が改建	のよっ正の一部の一部	す年ける末島	六
1.1.	* ×	3E 16	25		= = =	# EE		年
11							STAR AND THE STAR AND THE	+
1		The state of		100				$\stackrel{-}{=}$
古典 日 12 12 12 12 12 12 12	neta.	The Street			N A			月
1	部祭	文宮 す新 開 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	廃財正国水漁州 止間 家庭共和	ト調 漁るる 員集 ・ 高 業法年 共の ・ 高 生命を	昭法年 特ら	日恩関損保正租部商措	與用学る職国裁 並に校法手家判 が任意書名	官
1.	備隊合	保護性	大変の 大変の	格安の額の額の額の額の額の額の額の	一六年四十二六年四十二六年四十二六年四十二六年四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	は合いた。	が保 ない ない 保 ない に ない に ない に ない に ない に ない に ない に ない に に ない に に に に に に に に に に に に に	報
1.	施行	仏の一世代の一世代の一世代の一世代の一世代の一世代の一世代の一世代の一世代の一世代	世 法等の 法等の おき	では 定法 正 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	成正に ない 規定の 規定の 規定の 規定の 現代 おいまん に おいまん に に ない ここ こうしゅう いきん こうしゅう いきん こうしゅう いきん こうしゅう こう こうしゅう こう	大部の一部 本学 は 本学 は で は は で は は に に に に に に に に に に に に に	ルミ育部時 にル所改措に対 持 作々の正置対措	-目
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 102 10	竹の一	能改正 会法関	原 一部 表 改	に関する影響を	にはる 関する るが	計成団正一法の一	り等給 にする法 財政譲の す退	磊
1.	-	# B B	8 8 8 8	5 T E E	ież.	# 0 0 v v		号本
□ 八十	102	쩟물건	E E 275	章 章 录表	2	天正 西京 二 ヵ	, to to	
□ 八十	# EE						= = =	一一七七 〇〇四四
□ 八十	たも	¥	五古四	董 圭 圭	古元	7 7	五五五三	ハ一四〇 号号号 まかまか
では、	政特米檢正別目於	を員の条の	行公正輪部の手当の大名	国部形一改建。 家改式等	合日止約国改製	すっ 定一電明に特る政 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	船すい日改備在 員るで本	7676
では、	X計 法 法 持	日本事務地理事	の一部は、関係の対象を	公務員の臨	以府在 等的 化五	以令 環境では では では では では では では では では では	外 政 収 対 会 報 会 報 会 法 会 能 答 と 法 を と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と	0
では、	施物行合	令の一般に発力を	改正関する政	に対す ある 政時 商行会	外事務に関する	記第編成を計造を表する	事一る外 施借入金 ・	凡例
では、	の等の知	部改正の支持の支持	保法を	る年中の一部の一部	所増開める	統項附別分子を表	廃正料所 の整	4. 3. 2. 1.
102 102 102 102 102 102 102 102 102 102	Control of the last	20. 20. 10. 21		E PINE NO PER	b # #			が出る文件
学の一般は接触は「中心は、 (1) 一点は接触に関する法 (1) 一点は接触に関する法 (1) 一点は接触に関する法 (1) 一点は接触に関する法 (1) 一点は接触に関する法 (1) 一点は接触に関する法 (1) 一点は接触に関する法 (1) 一点は接触に関する数 (1) 一点は接触に関する数 (1) 一点は接触に関する数 (1) 一点は接触に関する数 (1) 一点の方式とは対する法 (1) 一点の一部数正 (1) 一点の一部数正 (1) 一点の一部数正 (1) 一点の一部数量に関する検 (1) 一点の一部数量に関する検 (1) 一点の一部数量に関する検 (1) 一点の一部数量に関する数 (2) 一点の一部数量に関する検 (3) 一点の一部数量に関する検 (4) 一点の一部数量に関する検 (5) 一点の一部数量に関する検 (6) 一部数量に関する検 (6) 一部数量に関する検 (7) 一部数量に関する検 (7) 一部数量に関する検 (8) 一部数量に関する検 (8) 一部数量に関する検 (8) 一部数量に関する検 (8) 一部数量に関する検 (8) 一部数量に関する検 (8) 一部数量に対して表 (8) 一部数量に対して表 (8	= =	7	5 = =				102 102	外目録金 を を を を を を を を を を を を を
大工 生物学を表示。 (-						^ ^	は場のと
を受いて、							70 克	号記 号記 は番号
のものを掲載する。 のものを掲載する。 のものを掲載する。 のものを掲載する。 のものを掲載する。 のものを掲載する。 のものを掲載する。 を のをのものを掲載する。 のかかのためを掲載する。 に のかかいたがのたる性にはするを 作用等に関する及今 用等に関する及今 に 変が中落のたりに対する技 に 変が中落のたりに対する技 に 変が中落のたりに対する技 に 変が中落のたりに対する技 に 変が中落のたりに対する及 会 に 変がまたらます。 の を 対して 表 に で の を 表 に で る の を は に は こ に で の を は に は こ に で の を が ま に で の を は に は こ に で の を が ま に で の を が ま に で の を が ま に で の を は に は こ に で の を は に は こ に で の を は に に で の を は に に で の を が ま に で の を は に に で の を は に に で の を が ま に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を に で の を の を に で の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を で の を の を で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を の を に で の を の を の の を に で の を の を に で の を の を の を に で の を の を の を に で の を の を に で の を の を に で の を の を の を に で の を の を に で の を の の を の を の の を の を の を の を に で の を の を の を の を の を の を に で の を の を の を の を の を の を の を の を の を の	正を優合	の 損令の ある る	検の警察で 検疫の を を を を を を を を を を を を を	令る有旧令る 有日の供 一階る本一路	る国会特す東京各外を別る合	E宮す通関鹿す村伴上 内る信す見るにある 庁政業る島政関節の	本から日本の合本の一部である。	旅程 は 程 主 要 は 子 、 十
	する法	の特別を持続	教育の教育を持持	部改正の特別の特別の	金典を	法権の 野東大島	の外に、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	る。のものいりのもの
一部 で	合のの	に関する	が現した国	世代本域に関すた 関邦に	の政会に関する	一会の 一世	可令官関する	を掲載
東京 東京 日日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日	一部部	うる審査 するれ	に 地域を が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	する 政本店を 政	かに対する 政則に関	一部では、関係に関係している。	行政日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	学る。
	关 云	表	ž.	量 量			ia ia	校は頂
	E E	# 2	KI W	日本			1184	を示す。

昭和二十七年一月十六日 第七五〇四号 附録

ğ

3	昭和 26	年 12 月	日録	官	有	(附	録)					
●人 事 院 一一四 現行の弦律、命令及び の一部改正 の一部改正 の一部改正	三 祭首検齐手教料規則の へ 三 祭首検齐手教料規則の へ 三 三 三 三 三 三 三 三 三	安定本部	●通商職業省、経済安定本部 一 他山地設性能液在手数料 規則機工 地域在 ・ 機動或省、経済安定本部 ・ 一 一 一 世 ・ 一 一 世 ・ 一 一 世 ・ 一 一 世 ・ 一 一 世 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	本省 部 合合	三五、地方建築局組織規程の一大・登三大・道路工事施行令の一部改・元・会元	●建設省		■五 (三三巻照) ●労 働 省	三四海外に発音する電報及び電話通話の取扱創製に関する省令廃止する省令廃止	(連作者 (通作者組織規程の一 ニョ	油製品割当規	職員定数規程の一 10 不規則の一部改正 1元 10 10 110 110 110 110 110 110 110 11
		1 1		_	V = 1 4 5	7				至至	元	元 香 曼 元
九〇	- - 0	五 三 三		四 一 四	<u> </u>	-	<u>1</u>		カーナ	7 7	1	E
設置規程の一部改正 国家公安委員会 国家公安委員会	職員の災害補償に関する件の 目の休暇に関する件の 一部改正	職員団体の業務にもつる件の一部改正	する作の一部改正 する作の一部改正 又は業務に従事する場務 合に関する件の一部改正 正	営利企業への就搬に関する件の一 部改正	職員団体に関する除員の一部改正	及び免職に関する件の 及び免職に関する件の	響の指定に関する件 動務地手当の支給地	作の一部改正	体給等の支給に関する 体給等の支給に関する	の一部改正 作件附任用に関する件 の一部改正	関する件の一部改正職員の任用及び叙級に	特別職に関する件の一部 機関に関する件の一部 機関に関する件の一部
量 項	7	电	= =	7	7 7	c	=	章章=	4	星 岩	若 若	
0 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	NIO.	東京	展展の 第40	臺	12 E		<u> </u>	三 第 三	OMM	版版 版版	088	蒙
一 ((広島県) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	三九十 国土総合開発法に抜く特定地域指定 10 定地域指定 10	通に関	●総理府 連合国財産の返還等に関する政令により財産を引 する政令により財産を引 一 へ。 「こった」	i	等は関管 下事務局 言	□ 無線局運用規則の一部改正	= =	九 電波法施行規則の一部改 電波監理委員会	即の一部改正 元 元	・	部元	●地方財政委員会 市町村に対し概算交付す でき昭和二六年度分の地 方財政平衡交付金の額の ら別に別する規則
至 三 元	是国 克莱			- I	会	4	<u>Ā</u> <u>Ā</u>		奇 克	查言	8	Ē
四三九(三九二参照)四三九(「三九二参照)四三九(三九二参照)四三九(三九二参照)	《(広島県天応町) 《(広島県天応町) 《(広島県天応町)	八 《 (静岡県浜名町)	四二八。《高州泉城田町》 四二九。《長崎県時津町》 四三九。《長崎県時津町》 四三二。《同県吉井町》 四三二。《同県吉井町》	県久勝町等)	処分 (岡山	連合国財産の指定	四四四日日二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		連合国財産の返還等に関する命令	の (開井県) の (開井県) の (開井県) の (開井県) の (関井県) で (関井県) で (関井県) で (関井県) で (関井県)		で対の境界変更(栃木県) ・(静岡県)
元 元			吴吴显显显显		Ē	元	モ元	元元	元	豆 灵		英灵豆
# X X X	五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	H 201 100 1	至三次元元	四九九	党	- 35	現金の	基	差	元 奋	类 党	MIN NO

10 日本 (日 元 日本) 1 日本 (日 元
●外間海神経療養養養 1111人の (2011年) 1111年 (2011年) (2011年) 1111年
11 1 1 1 1 1 1 1 1
111 11 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15
111 大五
(第二十二字較丸) 二
100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100
□□□八八 (第一個東大) □□□八八 (第一個東大) □□□八八 (第二個東大) □□□八八 (第二個東大) □□□八八 (第二個東大) □□□八 (第二個東大) □□□八 (第二個東大) □□□八 (第二個東大) □□□八 (第二個東大) □□□□八 (第二個東大) □□□□八 (第二個東大) □□□□八 (第二四個月) □□□□八 (第二一四月月) □□□□八 (第二四月月) □□□□八 (第二回月月) □□□□八 (第三回月月) □□□□□八 (第三回月月) □□□□□八 (第三回月月) □□□□□八 (第三回月月) □□□□□八 (第三回月月) □□□□□八 (第三回月月) □□□□□八 (第三回月月) □□□□□□八 (第三回月月) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
《第一部原光》, 是是 《第一部原光》, 是是 《第二节报光》, 是是
是
多名家家名名名 桑 桑 莊 奎 臺 森 森 音 音 音音音音 医音音 音音 音 景景景景景景景景景景景景 景 音 音 音音 电音 医胃

5	昭和26年12月日録	官報(附録)	
二二二三三四四 八八八 五三五一	11 九九五 (同) 11 九九五 (同) 11 11 九九五 (同) 11 11 11 11 11 11 11		E
= =	= 2 88 x x = = = =		灵业 灵灵 灵 灵
四 元	界 界表表 至 卷表表 天 葉 臺	富 夏 克 克 克 克 克 克 克 克 莱 奈	京
- 四十八 (、 (本) (第二天丸) (第二天成田丸) (第二大成田丸)	1回五大 (やまき) 1回五大 (のきさ) 元 1回五人 (のきさ)	1四〇七 (月) 1四〇七 (月) 1四〇一 (月) 1四〇一 (月) 1四〇一 (月) 1四四八 (海上保安庁所属) 元 1四回八 (海上保安庁所属) 元 1回回八 (海上保安庁所属) 元 1回回八 (河) 1回回八 (河) (河) 1回回八
容克克	[~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	· 大型 2 2 3 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	大型
二四七〇。(千葉県所属勝浦 海岸局)		1 二三五七 《第八章代九) 1 三六二 《第八章代九) 1 三六二 《第八章九) 1 三六二 《第八章九) 1 三六二 《第八章九) 1 三六二 《第八章九) 1 三五 (1110 五泰服) 1 三五 (1110 五帝服) 1	四九九。《第二個指史》 四九二。《第二人 四九二。《第五人 三四九二。《第五人 三四九二。《宋山丸》 三田田 無線向の開教報堂要更 (学人ちみご丸) 三田二。《第八広海丸》 三田二。《第八広海丸》 三田二。《宗像丸》
元 =	H H H 0 0 0	元 三 5 5 元元元	
竞 吴		·	
	4-五四		-

	四和 26 年 12 月目録 官 報 (附 · 録) 6	
四四九九二		
	九里里班	
	(1111) 五菱組 (1111) 五菱組	
¥		
E	\$ 55 % E %	日号外
1000	大型 是	n
四九五	四回 回回	二三九六
少年院種別表に関する告	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
郡別表	大連中の影響の通信側以近 の運用の一部の近上 の運用の一部の近上 の運用の一部の近上 の運用の一部の近上 で用に別権に (1111 円巻館) (1111 円巻館) (1111 円巻館) (1111 円巻館) (1111 日巻館) (1111 日巻館)	(二二三九参照)
に関すり	一番 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	参照)
告		
w.	元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	
7. 1.	· 西安 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
一 八八七 七円二	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	四四九
門二	0	
	(1111 四番照) (1111 四番图) (1111 四面图) (11	(二二〇五参照)
	(1111 回参照) (1111 回参照) (1111 回参照) (1111 回参照) (1111 三本美国) (1111 三本国) (1111 三本	出る別)
÷	元 克 灵 灵	
=	·	
一八一四 定期貯金の細目等	四四 回回 回	二四九六
定	日日日日日日日日日日日日	11/20
売り金の	□四九十 (無限計画) () () () () () () () () () (右同規則により、
細目悠	(記述) を受ける かかり おり おり かり おり かり	により
	へ	へ情え
-	克里爾爾也大主義 另一元 元章正正 元 元 元 元	
40	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
ASSESSMENT OF REAL PROPERTY.		STATE OF TAXABLE PARTY.

	7	H	四和	26	年	12	月	目金	录				官	たけれ		報		(附)	全	<u>k</u>)													
四四九四十			四九〇	1	四八九	四八八八			四八七			四八六	四八八四八五四八八四八五四八八四八五四八八四八五四八二四八二四八二四八四八四八四八		1	リハス			四八三	E A			四八八一	四四十五五二十二五二二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		四十四	四十二二	971	-	四六六五	四月九月	自己	明九
(四六五参照)	り除去されるもの指定	覚書該当者に準じ公職よ	昼職に関する物合による	指定(西任組修)	団体等規正令に基く団体	(四八三参照)	失についての手続方	登記に関する帳簿等の滅	所に贈えてあった各種の		め送付すべき学校を指定	受刑者の死体を解剖のた	(四六五巻照)	減失したから同右		で を 野学で 学 で 最 で よ	したから再復のため手続	存していた除籍簿が減失	鹿兒島県垂水町役場で保	四八二日本国に銀化の件皆可	の指定等			(四六五参照)	令	土地登記簿の一部転写命		二月末日まで停止する件		子葉地方法務局勝浦出張	は四日		
	吴			吴			H			110				100		1	3			たモ	至				H .			*		3	÷ =	吴	
	HIE			inc.			100			元 元			704	で公	100	1000	1			CHO IN IN	100				吴			也	-	Yes		159	-
八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八		一人八四四三	一八四二		一八二九	一八八	一八二五	「ブ	八.	\\\\ =-	•		<u></u>	1		Ξ			=		10		五〇〇	l L		四九八			四九七		四九六		四九五
入大六〇。	八五九一。			TIII •	九		五万	7 7	五	定期預金の細目等	大蔵省	の措施	規定の助力が発生した言	外務省、農林省	司令部あての書館	国際連合から連合国最高	必要とする情報の和数を	び渡航目的によって特に	旅郷法に基き、渡航先及	質の種類を定める件	族券法に基き、渡航費用	外 務省	(四八二参照)	を完了すべき現日指定	所において登記簿の改製	千葉地方法務局勝浦出張	年院に光でることに関す	した場所を男子の特別少	少年刑務所等の特に区別	て少年を收容することに	区分して男女の別に従つ	示の一部改正	少年院賦別表に関する告
*	*	95.	56			na .	35 7	st.	_	1		元			+5		-			_				力		3	₹ "		7	ŧ		Ħ	
瓷	拉图	共	七海	110	1 1		*	元	^	4		曼			三元		ь			^				大阪七		- 9	678		277	4/3		灰八九	
二〇四六	七六	==0-X-1	二〇一七。	HOH!	10101	000八	100七	二00四一。	1001	一九九六	一九九四—	九九八九	一九八五。	一九六三。	九五五六。		一九四三一	一九三八一。	一九三七、	九九二二	九十二	九三七	一九一三	一九一二十	一九〇五一	九九〇四一	一入九六	一人九三	八八九九一〇	スパスン	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	一人七門	
Tip	吴	1		=				量				110	110	×	1		T.	IX.	III.	ESI ESI	H	IN				=	-10		10	^	^	. 4	
武	HE.	四八年	四人回	回報回		LINE		192	1 1 1 1	OME	a de	101	100	RIGHT	景	leOte	MOM	11014	100	light	11411	- Fills	110		元	141	150		一颗	IN.	- FAI	E	
11000	二000000		一00三九。	一九八六。	九九九八四二	一九七七 "	一九七五一	九九七日	一九六七	一九六四一	一九六二。	一九六一	一九五九十	一九五四	一九五三 。	一九四八	一九三六。	九九二六四十二	九三	九ナ	九五	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	一大七五	八九七三	九八七六九	一八六八	一八四五。	九万三九万	一人三百。		八八四		一八一四 定期貯金の細目等
灵	S.	显	証	110	110	7	-	弘	大	ス	六	1		Ŧ	19	d-I	in in	×	H	H	H	^	000	b	-10	,	T mt	arc.	tot	tat	**	315	
要关	100 M	NON NO	100	100	200	INI	27	N/CO	FINIS	NAME .	2000	MAG		答	が展	MILE	Hell Hell	三美	il.	H	0111	著			000	2	共	岩	100	EII	N.	10	4

二三九五

	昭和26年12月目録 官 報(附録) 8	
一九七九		The Later of the l
	一大 0 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
(一八四六参照	(一八一三多額) に 八八二三多割) に 八八三多割 が 以正 関する 改会 が と 記 が と に 近	
100	(一八一三多類) (一八一三多類) (一八一三多類) に 1 日本 2 名 4 名 4 名 4 名 5 日 4 名 5 名 5 日 5 名 5 名 5 名 5 名 6 名 6 名 6 名 6 名 6 名 6 名	
	alax ox ss x	
	M - 0	D M
110		
DIIII	八月	-
(一九四七参照)	(一八一四多組) (一八一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	1
七参照	(一八一四番服)	-Jalanta
	一 八 一 三 奏照) 「八 八 四 表 图)	
	= 5 A A B # A A B #	The same
	日 克 克莱克	
tt.		
	→ 九八 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2110
院の設	1 - 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	
大学院の設置認可(日本	一九八二。。 一九八二。。 一九八二。。 一九八二。。 一九八二。。 一九八二。。 八九九一(一八一三嘉朋) 八九九(一八九三嘉朋) 九〇〇(一八二三嘉朋) 九〇〇(一八二三嘉朋) 九〇〇(一八二三嘉朋) 九〇〇(一八三三嘉朋) 九〇〇(一八三三嘉朋) 九〇〇(一八三三嘉朋) 九〇〇(一八三三嘉朋)	The Party
(日本		
111	古 日 京 日 日 日 日 日 日 日 日	THE STATE OF
ment	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
二九四	カ 九九九 九九九九 九九	
	大七七七 大大大大会主 二、大七六 五八 三 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
結核予防法第四條第三項	九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九	TOP TO
四條第	を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を配置している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述して、 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述している。 を記述してい	
項		
81	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
-	元 章 国国 2 元2	

9 昭和26年12月1		報(附	録)	ndrakatana -
		会社東	(一人王三秦順) (一人王三秦順) る物品和法施行規則による物品の指定に関する 告示の一部改正 (一人一三秦順) 銀行業を営むことを免 銀行業を営むことを免	学の告
关 显 显		量		5
HOM HOM HOM		25	8	8
七五。《阿京大学女子短期 七五。《阿京大学女子短期 七六。《「華麗園大学等) □ ENG 七八。《福沢女子短期大学 □ ENG 七一(大七巻照) □ ENG 七一(大七巻形) □ ENG 七一(大七巻一) □ ENG 七一(大七巻 □ ENG 七一(大七巻 □ ENG 七一(大七巻 □ ENG 七一(大七巻 □ ENG 七一 ○ ENG 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七	マ(甲南大学) 10 10 10 10 10 10 10 1	大六 社会教育: Light Conference	成うあ女	IODI五 (一九四七条照)
九九 九九九八八八五九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九	二八八二二八二二八二二八八二二八八二二八八二二八二八二二八二二八二二八二二八二	二八二二八八二二八八二八八二八八二八八二八八二八八二八八二八八二八八二八二八二八		二七五 五 七七 七七 五 章 章 章 李文 ② 大大
(国际協会) (国际協会) (国际協会) ((大昭周朝新) (大昭周朝新) (大昭周朝新) (大昭周朝新) (大昭元和新) (二十六進則) (二八九進則) (二八九進則) (二八九進制) (八八九進制) (以上なことができない) (以下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下は、)(は下	二九八 《大歌日上本葉局方追補二九二 《十九本》 二九五 《二十九本纂》 二九五 《二十九本纂》 二九五 《二十九本纂》 1元五 《二十九本纂》	二八四 《 (大阪府) 二八四 《 (大阪府) 二八四 《 (大阪府) 二八四 健康保険法及び船員保険 法の規定による振鶴に要 する費用の額の算定方法 の一部改正	(・健康保險組合(資粘) 二九○ (大和初報) 七七 社会顧帖事楽法による講 習会指定(埼玉県) 七九 (常路県) 二九二 (実銭県) 二八二 (大馬県)	大学院の設置認可(日本 大学大学院等) (七の参照) (七の参照) (七の参照) 少体が、社真観寺古墳を 世界・大学大学院等) (日本油版) (日本油版) (日本油版)
	甘 宝 元	= ===	44××× 6×	m _ =
2	and and and	급 클릭	美美杂杂杂 奇夫	为 人 豆
	四 一	-		二二九九二九五九九九九十二九九九九十二十二九九九
大 然くい虫等その他の森林 病害虫の眼除予防に調す 命令の特容となる予明の 命令の特容となる予明の 命令の特容となる予明の 行生を、取ぶ予防に調す を関係で生素、集 との発展がで生素、集 との発展ができます。 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、				四 結核アが決勝目修第三項 に基く反執指定 正 阿属国文金属計画の 部 である集団諸殿地区等決 定 ある集団諸殿地区等決 定 おりまる 同相 報である 同相 に 大 後 後 海関 指定 区
(栃木 水華墳 か 産業	程業船に関する場合を関する。	は第二	を楽)を マリブ 基準 マインママー・	指定医 側の一部 第三項
(栃木) 本 エ - 国		に関す - 2 - 106	業 イソント 期用 イント 準 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	相に 精定区 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学

									Charles of the Control of the Contro	and the second	450 1560	STEEL STEEL	The second second second second			
1	SXAA Han I VIII - V		Betera	NE	で対気の作の一名は日			No	で目録をもつて耕付する	S. Liver			(四四五霧脈)	四六四		
111	限能なずこついて		200		受信 では 取りまりい			*	高田ガラ川新治いなかれ	=//+	188	五	及び騎手の交替卸職実派	-		
各	会社ほか一八社の旅客	The same		THE PARTY OF)	新三子ス支施製この A					-		No. of London
N	一六。(旭川電気前選根司	三二六			ハ度量衡に関し地方長官に	三〇八	卖	*	拡進等を定める件	No. of Street, or other Persons and Street, o		au .	昭和二七年第一回嗣教師	四六四		*
	1		Contract of the last					5	いあき 名医育プの多気		and a	1000		四七二		
EST	が いたついて		元が立	天		Section Sectio		Tu I	一地で、一世出して	200000	近九一	17.		四十		The second
船	一五。〈自題非遊送再常給	三三五			右同法に基く第四條輪出	=0±		III	高王ガス収締法施行規則	ニハ六		-	The second second	1	1	Section 1
. Dr.			1633.50	MIL	る名で一番形面		四八七	100	三〇三《領五匹征》	110	記さ	174			昭	
NI NI	者こついて	Y	Suu S		1月1日の日本	44.2	NO.			177		,	命規管理法の施行に関す	四六二	和	State of the last
中	支 少義慶義受の認可申						MOM	72	二九丘《宿瓦三回》	- 1	Olese	Nue	行の日		2	TAX STORY
計		111			へ 輸出品取締法に基く第三	三〇六	1121	111	四 《(第五二回)	二九四	CINN	100	多文区		6	
F :			1.60				HE		南ア公司の領王一位と				普通肥料の公定規格の一	四六一	年	A STATE OF
-	5		188	170	都改正 3700				命人な長の客を一回	- 1	ONS	NE	香地口			-
	程専区域の認可につい				認可を要する事領等の一	2000	^	-	定		Own		Boller	-	12	4
0.	三〇九 《大分港ほか二港の	1116			の他の施設につき変更の	187		指	することかできる秘品指	To the last			特殊肥料の指定の件の一	四六〇)	
					一方法の表明の一十十五十二			3 1	1	100 mm	HOK	H	粉指定]	70 70 70
6								H	こよりニッケル等を使用	Contraction.		×	出場当合書為の相切可変	四五十	1	
経	〇八 。(自動車運送事業経	三〇八		The same of	n 金属鉱山等保安規則第五	三〇五		到	ニツケル等使用御限規則	二八四		•		9	録	18
2	金の部気について				(二九八海脈)	HOE	MAN	-	7 3 (第四王匠)	ニーナ			(四五四参照)	四五八		1
	2	101				11011	Post of Persons						(四匹匹基服)	四五七		
P.	コロッ(合成合能の転售料	1110			二(二)五級指)	5	大大郎	112	、今(第五〇回)	= " \	and and			THE REAL PROPERTY.		38-32
H	τ	The State of			(二) 三者服)		MAN		での位が目が目に	==-	NAME OF THE PERSON NAME OF THE P	-		HE L		
V	事業経営免許申請につい					二九	MAA	611		一二二六	NAME OF THE OWNER, OWNE	111	の一部改正		600	1
美	三〇二 遊桐福南公の沙州へが近	=====	471	100	三〇四 《(事務用家具等)	1116	KKW	215	五 》(第五一屆)	三二五		-	林樂放設補助命交付規程	四五五		100000
	一年 年 子		BEN	119	物指是(二碳化炔排等)				4	Children or an annual contract of the contract	日本日	titi	1	P. H	1	STATE OF THE PARTY OF
	0厘 命 省	Sand Land			The state of the s	The State of the S	FIR	7	一《第四五回》	11111111	25.0	Lini.			1	
中	定	STATE OF STA			申請書および表示の様式		EN SEN	1111	一 》(第四九回)	Holl	六	-	農業の再登録	四五四	4	1 1 Co
指	き、在日米 年 間達機関指	SAME OF			より指定商品の表示許可		-				MOM	155	規程			The second
12		2				ニカア	四条四		(第四五回)	11101	,		名为能图出版《报布图件	Di Print		A
聖		m			88	-	DSE .	1111	》(第四六回)	illoo				BIG	1887	
*	準を定める件	THE SAME	NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE	110	E		NUMBER	118		ニナナ	MOM	- T	部改正		報	
墨	び容器再検査における基	B. 12				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	NAME OF	916		L			伊の神用に関する何の一			一大 大学
0	する地景の学者を含ま	The second second			・鉱工業品の品目指定の公	二九七	11811	=		二九三		,	力はの日本語本共和の面	I July	(P)	
L	ト るななのかなるのでは		ENI	7			^	1	四六回)				木炭の日本地木見名の寺	100	付	
定	に基き、鉄道車両に固定		11/11			1177		領	輸入公表の一部改正(第	1171	MOM	500	期間等		5	M
則	二 高圧ガス取締法施行規則	H			、鐵维製品流通統計關查規	二九六		3	日 は 円 田 本 中			,,,	する調査報告書等の縦覧		緑	
	●遊商産業省、 翌新省	STATE OF THE PARTY			(二人五卷形)	九九五			国有 五色			I.	三枝土地忠良区設立口製	四五一)	
	The state of the s	101 17				二九四			(四六二多照)	四七二			THE STATE OF THE S			
	(二八三巻照)	1.3			三 (二八三零解)	二九三			(m 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	四七一	Heli	EM EM	顧指定			
2			141	10	物の指定の件の一部改正		年20	7	E				する反当共済金額の基準			ALCO ST
元	の発行する曹順治定				優待するおそれのある質			改	様式を定める件の一部改	大松の		/11	昭和二七年産の麦に適用	四五〇		
T		Contraction of				17.		0	き、院給野当公文律等の		MAII.	10	你依林指定(宮城県)	四四九		
规	1 指定輸入自動車等販売規	三回				- 12		3	在教學 無間密 抄 員 口 書	PTO	ting.	8 3	元 大き 一大 ま	994		1
	二(二八三卷順)	====	美	^	の所在地	5 100			かき時 会問を見りこ	9 1	131	IN.	交 見里		1000	
- 115					わる事務所または事業所		NE NE	16	造物方受言の限制	四大			伐煤調整資金調查補助金	四四八	1	2000
	社の報佐に関する場合批				による表示の業務にかか	のおき		中	の風苗の配付区域		吴	MI	漁港の指定	四四七	4	The Contract
1				The same	まよび第七倍の二分一万	TO STORY		破	林業種苗法に基くすぎ等	四六八	HIR	111	できる期間指定			STELLER STELLER
				213	※金米の日子でデリイオ	The Care of the Ca	35.65	1	进	1000			国知魚を打別することが			100 M
六	E				発展者の氏名まこは名か				い古く一意本ののお行う	The second second						
TO YES								j 1	これで では をごうとう	141.00			南韓四の変以南において	四四六	14	
歌	- 小型自動車競走場の登録	Ξ				二九			是本物資現各法衙厅規則	四十二	- エエニ	中		四六四	1	
× 11×	定				(二八八参照)	二九〇	LINE	量	録焦準を定める件	The State of	101	-6	部改正			The same
相	工業調査票甲等の様式指		titit	+6		二八九		登	格付機関となるための登				用途指定に関する件の一			1
9	工業統計調査規則により	1110	IIII	+	000	一九〇		録	一般材等についての登録				砂糖物給調整規則による	四四五		
明	および期日等		III	-6	電気計器の型式追加承認	二八八			農林物資規格法に基き、	四六六	HOLE	=		四五七	10	THE PERSON
B	業主任者国家試験の場所	VI.	名	×	める件		器三	dil di	興施設補助金交付規程		杰	24	農業の登録	四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四		POK OF
11		三〇九			ことができる手数料を定			振	積雪寒冷單作地帶農業場	四六五	号外 頁				ない	No.
		The State of the S				The second second	Sand Street, or other Designation of the last of the l	-	William Courses interest the little of the course of the c	The second second second	The second second				-	1000

荒 名

量度型

六日

ح

六 克 荒

東書音音音

	1	1		昭	和	26	64	F 1	12	月	目	録						官		*		報		(附		録)								9	100		1000			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
三十七		三		**		1 1100		1	= 0	200	門門四		三〇七		IIIIII			三〇六				三〇五	三〇四		110					三三五				THILL				==			三二六		1111111
七。			(1110	式承認	自動車		自動車	の型式認定			12	背為師	倉庫部	会社	11 0	会社)					者(西	名称な	OHO	合(東	10 Mary 10 Mar	# 第 金 4	小松	うた	会社		につ	製造							いて			てつ	
	件の一部改正	查執行	(三)口(多)形)	1	刊肖火	1373	刊肖大	認定単	计自压	(三〇二参照)	《(井沢商店等)	背為班倉庫林式会社)	一男の発		臨田源		九中清	を変更		糸崎倉	尾倉庫姓	変更し	三〇二参照)	京製材物	113	関折を変更した星気作気とついっ	でいい。運賃	密及び	連輪營	弘前電	について)	營業廃	不播州	(赤種鉄	申請について	(通返車	営免許について)	自動車	٥	旅客選	(秋保電	O UNITED	(自動車
		船舶検査執行地の指定の		-	自動車刊肖火器の負加型	TOWN WOLL	自動車用質を繰り到式表	AND THE PERSON	瓦肋幾寸自伝車目頁肋幾		等)	云会社)	倉庫証券の発行許可(東		○ (脇田逕輸倉庫株式		業者(丸中清水倉庫株式	営業所を変更した倉庫営		。 (糸崎倉庫土地株式	者(西尾倉庫株式会社)	名称を変更した倉庫営業		台(東京製材協同組合)	主能物 面	事務所を変更した呆管事	荷物運賃並びに路料	旅客及び貨物、手、	公社運輸営業開始に伴	。 (弘前電気鉄道株式		運輸営業廃止ほか一件	有年、播州赤穂間鉄道	~ (赤碲鉄道株式会社	5	△ (通運事業経営免許	いて)	△ (自動車運送事業経		社の旅客運賃改訂につ	◎(秋保電鉄ほか二三	でからないのできてしてして	農養農をつき打こつ、
155	M	んの		[1]		7		111	幾	,	一九	*	東	eli	公式	*	完	营	中	代	×	業		1		1		,	伴	会	th.	件	Nú		灵		二元		===	つ		1	木の
MOR	1)22			010		1111		11111			三人三	办		異なり		空			振六0		名			101		ONE	- Ver				至至九				华 商		*Ox		11.11			**	
24		統					- IIIX		THE PERSON)			1		3	三九	三八	y.	===	= = =		Contrary of	-			III III	40		11111		HIIO		三九		ar.		-		三三六五
		四八	-	及	三一海	●油					res		0 1				2	種	業		-	was.	200		导				東					17		行		取	律	た			
して必要な事項	その他船舶の統行に関	航路標識の新設、改廃、	部改正	及び標識に関する告示の	海上保安庁の船舶の番号	海上保安庁	船舶に信号符字点附	(三〇二参照)	(三〇王表明)	三つける間		(三) 二分別由力で	中上一申	弘票歳の一部あげおろし	緊重票裁官号折り整明標	門の二参照	の区域等指定	種類並びにそれらの漁場	業及び許可をした漁業の	小路業務法による共同漁	三〇二参照〉	助車の型式について指定	道路運送車両法により自	(三)0二%照	号篇の改正点	ノ件に基く国際通信書信	日本沿的国際	1 1100	東農産化学工業協同組	合荷部券の発行許可(道	(三)〇二参照	十中取消	同右に関する町村指定の	関する町村迫加指定	自動車の臨時運行の許可	行者指定	自動車登録番号標交付代	消	律により指定した船舶中	た船舶の措置に関する法	日本国沿岸に置き去られ	(三一四奏照)	(川〇二巻照)
名な事項	別船の航	範の新設		に関する	けの船舶	12	万符字点	順)	則			日本大	及甲母	一部もず	門号折り		是	にそれら	内をした	広による	照)	れについ	単両法に	題	此点	国際語		1	工業社	発行許			ーる町村	門村迫加	過時運行		联番号概		担定した	加置に関	戸に置き	100	(8)
	行に関	、改廃、		告示の	の番号		附					,	1	おろし	性川原			の漁場	漁業の	共同漁		て指定	より自			信書信	持支目		田同細	可(道			指定の	指定	の許可		交付代		船舶中	する法	去られ		
1			EM .				7						Ę.				买					1100			0110			-				1		7		ス		1P					
٨			四六		A and		六日				1	2614.0	200			-	H155					四八八			100			N/N	170			XXX		3		芸芸		圣七	1000				
	四八一	四八						四八〇		四七九		四七八	五一		四七七	五〇	四十二	E	F. 3	E I	四八九	四七五		PTP	P L P	E I	五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	四九二	四九	四七三	五一	四九	四九	四七二	四八	四七一		四九		四七〇	-	(統)五一《	(航)四九
-		四八五	一部政正	てるべ	a solution	の請い	りっちょ	外国な	る件の	外国廊	便局的		111 W C	田町)	野便	0 00	作工作	ヨロアの一世間	3	丘の六の(玄根)	π.		陸金田	界人間	步表音	H			四九〇~		0 11	七 ((1 "	郵便	四八三。	風景工	内公	= "			w w	- (力九
ない小	人に交		E	き外国	受び司	小をあて	し又は	て小包	る件の一部改正	証便物の	局貯金保險分鑑)	向分室 施	五一三《油油岩崎町》		凡移転、	五〇〇《(理《江等)	が信用語	一世の元	に利	に扱う	《一門前他們》	郎便問致你(大久呆)	推進調題間)	地宣言三						吃透通信	五一〇 《(鹿兒島草牟田)	四九七、《應見島郡元》	四九一 《(名古屋賣場等)	川設置(土		八通信日	内分室)	(札幌郵	郵便局級東分室)	郵便局分室移転	省		
ができない小包郵便物の	名あて人に交付すること			てるべき外国官署の件の	きる国及び司請求書をあ	の請求をあてることので	りもどし叉は名あて変更	外国あて小包郵便物の取	E	外国郵便物の没達に関す	分室	郵便局分室廃止(立川郵	(国)		四七七 類便晨移転、改称(湯沢	3	四十十 信息の信用書籍に関日の			N. T.		へ久呆)	1	21 早季並信王附年位月一世	印度目					小型記念通信日附印使用	早年田)	他元)	見場等)	郵便局設置(大阪玉造)		四七一 風景入道信日附印使用		四九三。《札幌郵便局郵政局		転(江戸川			
400		10	6	の	E S	C.	20	坂	-10	四十	**	郵	云	ar.	災	14	E (18)		111	7.	-	DI -	-	义 1	i i	7 7	213	100	11	第二	計	th.	111	0	^	用	10	以 周	1	加			i A
			- 1111						100		- 次		× 1 × 1 ×			E/S		-				- ·				H17			一個		美の	一番地		100	100		三天		1				No.
五						五	五〇			<u></u>	1	1 1			-								1			070		-	\$200	H TO	-	HDe	7	= 2			四四		III		-		× /\
HOH (五〇四				=	_	五00	四九九				1	7 20			四九四	四九三(四九二	四九一			3-2	五〇九	四九八	四八八八郎		四八七四		7		四八五(0	Min			四八三(五〇三		五〇一		四八二郎	生加
四七三春照	六〇号の一部改正	昭和二六年郵政省告示第	(四八二魯附)	一部改正	外国貨幣換算割合の件の	外国郵便為替に適用する	四人二参照	四七六参照	節易郵便局移転(手熊	(四八八卷版)	四七二巻用	1		The same	所容に関する年の一部政	鉄道郎更副及びその出長	一〇円往復葉書発行	四七〇 黎照)	(四七三参照	(四七二零照	(四十二為服	四七五卷版	五一世 《西州无田恋》	五〇九。(東龍川三津屋	四九八。(世間)	野便思移転(県荒神町)	しない国の件の一部改正	田際返信切手券の発売を	一部改正	ることのできる国の件の	別配達通常郵便物をあて	(四八〇巻照)	の一部改正	物の送達條件に関する件	有する外国あて通常郵便	関税を課すべき物品を包	(四七一参照)	五〇三 《(長尾鶏五円)	五円、三〇円)	《 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	堂廳画一〇円	郎便卯手発行「法釜券を	外国における保管期間の
(照)	の一部形	年郵政宏			獎集組合	為替に密	の服り	能)	局移転	(銀)	制			1	する年の	司及水之	復禁害為	(照)	施)	(題)	(WEIGH	制	月子田 台、	20月三津	12)	転(製荒	の件の	切手券の		できる田	常郵便加	(語)	E	條件に明	国あて活	すべきか		過五円	三〇円)	行機とエ	0円)	地丁二	女E ける保修
	TE .	是一条第			いの件の	用する			手熊)					printer :	一部收	の出長	行						-	風		神町)	語地正	発売を		回の件の	がをあて			でする件	常郵便	語を包		7	-	重播二	A COLUMN	公金寺を	期間の
	Ell			110					六			-	19	vi.			ESE						5	: =	7	=			10				10					ii .	元		^	4	2
	ESE .			- 四年					華			TOWN	5 6	477			ラ						1.14	1000	NEW	74.00	Adel		中				141					7	ラ	1	VON .	1416	

			H	四和	1 26	年	12	月日	1銀					官			報	(附	録)												12	
二五四	二六一	1177111	12	二五七	二五四			<u></u>	I HO		二四九	二二六	二五八	二五五	-10/			二四七	二四六	五五五	五一四	五三		五三	五	E 0	五〇九八					五〇七	E O
							項変量	無線型				二六九。(內野原郵便局等)	八八				五正丸)					~ "	開台に	節級				部改正	の他の	物の実	をあて		(四七五参照)
(二五二参照)	《(祝丸等)	九等)	*(小川島郵便局等)	*(北灘郵便局)	◎ (湯ノ山郵便局等)	火換業務	咱変更(光栄丸等)	無線電報取扱所の区場打分(長角男)	水底電線を布設し、	泊郵便局等)	一報の取り	内野原面	《 沖田郵便局等	» (横山郵便局等	(4)	25年857年一新		船舶託送発受所廃止	船舶託送発受所設置	位 (四七三多朋)	四八八卷服)	(四七七参照)	明白(忠京商島郵更司)一号に掲げる事務の耶	便局規則	(四七三孝照)	(四七二参照)	(四八八参服)		條件に	記金額の	ることの	記の書件	在参照)
		特川丸等) 特別丸等)	所设品(等)	高)	(便局等)	電話交換業務開始(浮島	等)	無線電報取扱所の施設事区与打分(長角明)	1000 0000		欧文電報の取扱廃止(鴛	便局等)	局等)	局等)	10 支	配活面活事務開始(青卵		所廃止(第	所設置 (伊			The state of the s	明治(生活前島郵更高)	節易郵便局規則第四條第					の他の條件についての一	物の表記金額の最高限そ	をあてることのできる国	価格表記の街状及び箱物	
	149	40	電電	in	-b in	島	DE	# =	此	355		¥ 5	E E	+	200.	30 In	- 1	第 -	· FF				表	第				云		71		400	日春
	中海		紫色	記記	三大		夬	11/4	100	H	3	第六0	記記	NII.	NII N	NON	ŧ =	=					个					9K				100	号外 頁
200	3	10111		1011	10110			10元		E	三王	0411	二六九			ニホセ		====			E L	二六四	==	TI NIII		1	三六〇		二五九	五五九七		V. Hall	三五五
その			7 土								電気流						こりま		部致正				二六八《任生川	等)	電報配活品の	EE		項変更	船舶計	(二四八巻照	休止する件		
執行年	加及び同	母都市計	丁타度改正	肥特別都	た 有弟の	THE STATE OF	しその執	都市計	省	特別電話局設置(千歳)	信日附	(二五二参照)	(二四八参照)	三参照)	一務開始	文電報	る件の	衆電話の	の定めて	扱につい	殿支水	電気通信施設区廃止	生生川)	naniformatio.	電眼配活用設置	「田田三春期」	(二四七参照)	項変更(第一阪輸丸等)	送発受記	八参照)	る件	扱業務を	人参照)
その執行年度割決定	追加及び同事業並びに	小樽都市計画公園変更	丁年度改正	布施特別都市計画復興	指定	人 デデケ	及びその執行年度割決	中村都市計画街路事業		直(千歳)	電気通信日附印の形式に				配達事務開始(稲築電報	内国欧文電報の受付及び	に関する件の一部数正	簡易公衆電話の加入者の	部変正	報の取扱について外国の	和祭世段及少田祭所察世	公路止 (京			山(卵可臭			輸丸等)	船舶託送発受所の施設事			通報取扱業務を当分の間	ナる沿路
=	K	更	*	興	F. =	25.	決	業		元 5				III					=	0		37	EFF.	=	癸			inc.	çiş		MI	[iii] H	11
100			NA		壶	壹				六六	414			- NA	45		면 스		至			THE SECOND	联(0	開	10			MOP			HEE		
	一〇四六		一〇四五		一〇四四	I O国III		1001	1	1001	10回0	5 0	00	-0	-	-	-		==	- :					_								
追												3 3		Ē	ĭ	E	2		9	2		0			011	-0	0	0 0	0	9	0		=
加変田	200								十 及					OHX *	〇三五 国道					○八 土油		74	易	為を	OII五 砂防	一〇七九。		- O = 1			一〇二七。	(奈	を指する
英	京特別都								及び住宅取									の三一・(新潟県)				74	易	為を禁止若		一〇七九 《德島県						(奈良県)	を指定し砂地を開発し
支及び廃止決	京特別都市計画街								及び住宅観覧続計の		01		こ (一〇二四巻照)					100 J			NIA (一〇二四巻照)	74	県)を見すり、	為を禁止若しくは制		一〇七九 《(德島県)		一〇三七 《(法经界)				(奈良県)	を指定し砂坊工事施 を指定し砂坊工事施
加変更及び廃止決定 1七	東京特別都市計画街路			事業並びにその執行年		東京特別都市計画用途		東京特別都市計画緑地	及び住宅郵息納計の集					》(背森県)			《(福井県)	100 J				74	見しますがあり	為を禁止若しくは制限		一〇七九 《(德島県) 三	《(宮城県)		(同)		一〇二七 《三重県》	(奈良県) 本丁	・〇二三 砂防設備を要する土地
		地区変更追加決定	東京特別都市計画風致	事業並びにその執行年	東京特別都市計画街路	東京特別都市計画用途	地域変更	東京特別都市計画緑地						*(背森県)	(微質県) 最近の改築工事終了	》(和歌山県)	《[福井県]	》(新潟県)	・ (愛媛県) へ			九。(福岡県)		為を禁止若しくは制限			◆(宮城県) 量	《(徳島県)	る(同)	指定(愛知県)	少方役間に受ける上也へ	(奈良県)	シIIII 砂防設備を要する土地
141		地区変更追加決定 19 三六	東京特別都市計画風致 14 至7	事業並びにその執行年	東京特別都市計画街路	東京特別都市計画用途	地域変更 19 番1	東京特別都市計画緑地	NO.	二六年一〇月分雄築物		(一〇二五参照)	(一〇二四巻照)	《 (青森県) 1 3 30人	(滋賀県) ・	《(和歌山県) 人 [四]	*(個井県) ヘ 151	・ (新潟県) ヘ 三	・ (愛媛県) へ	土地牧用法により牧用		九《福岡県》	^		砂防法により一定の行	IN EXCI	●(宮城県) 至 三〇	・ (徳島県) コーライ	る(同)	指定(愛知県)	少方交間が要する土地 へ 「町」	^ =	を指定し砂坊工事施行
19 MK	1044	地区変更追加決定 19 圣六 10公五	東京特別都市計画風致	事業並びにその執行年	東京特別都市計画街路 10六三	東京特別都市計画用途	地域変更 日 三 三 10六1	東京特別都市計画緑地	14 WOX	二六年一〇月分雄築物 10代0	(101四多限)	一〇二五参照	(一〇二四巻照) 一〇五八	《海森県》	(磁質県) in MOK IDEL	《(和歌山県) 人 [四]	《福井県》へ「町」「〇五六	*() () () () () () () () () ()	・ (愛媛県) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	土地牧用法により牧用 (1511 一〇五四	(101三菱県)	九。(福岡県) 豆 三〇八 一〇年三		1011	砂防法により一定の行	INOI IN EAST IOH	《宮城県》 量 30	(() () () () () () () () () (。 (にかし) へ 1811	指定(愛知県) ヘーミー・	少方党間が受ける土地 へ 1000 一つ四九七 ~(三重県) へ 1000	个 I型 TO四八	を指定し砂坊工事施行を指定し砂坊芸備を要する土地
14	1044	地区変更追加決定 19 圣六 10公五	東京特別都市計画風致	事業並びにその執行年	東京特別都市計画街路 10六三	東京特別都市計画用途	地域変更 日 三 三 10六1	東京特別都市計画緑地	14 WOX	二六年一〇月分雄築物 10代0	(101四多限)	一〇二五参照	(一〇二四巻照) 一〇五八	《海森県》	(磁質県) in MOK IDEL	《(和歌山県) 人 [四]	《福井県》へ「町」「〇五六	*() () () () () () () () () ()	・ (愛媛県) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	土地牧用法により牧用 (1511 一〇五四	(101三菱県)	九。(福岡県) 豆 三〇八 一〇年三		1011	砂防法により一定の行	INOI IN EAST IOH	《宮城県》 量 30	(() () () () () () () () () (。 (にかし) へ 1811	指定(愛知県) ヘーミー・	少方党間が受ける土地 へ 1000 一つ四九七 ~(三重県) へ 1000	个 I型 TO四八	を指定し砂坊工事施行を指定し砂坊芸備を要する土地
The NUX	1044	地区変更追加決定 19 圣六 10公五	東京特別都市計画風致	事業並びにその執行年	東京特別都市計画街路 10六三	東京特別都市計画用途	地域変更 日 三 三 10六1	東京特別都市計画緑地	14 WOX	二六年一〇月分雄築物 10代0	(101四多限)	一〇二五参照	(一〇二四巻照) 一〇五八	《海森県》	(磁質県) in MOK IDEL	《(和歌山県) 人 [四]	《福井県》へ「町」「〇五六	*() () () () () () () () () ()	・ (愛媛県) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	土地牧用法により牧用 (1511 一〇五四	(101三菱県)	九。(福岡県) 豆 三〇八 一〇年三		1011	砂防法により一定の行	INOI IN EAST IOH	《宮城県》 量 30	(() () () () () () () () () (。 (にかし) へ 1811	指定(愛知県) ヘーミー・	少方党間が受ける土地 へ 1000 一つ四九七 ~(三重県) へ 1000	个 I型 TO四八	を指定し砂坊工事施行を指定し砂坊芸備を要する土地
14 如天 城決党	10六六 宮古都市計画維防火地	地区変更追加決定 19 圣六 一〇六五 宮古特別都市計画同右	東京特別都市計画風致 一つ、四 釜石特別都市計画同右 程度物変更	事業並びにその執行年 土地区画整理事業執行	東京特別都市計画街路 一〇六二 花巻特別都市計画復興 財免發展	東京特別都市計画用途 及び同事業並びにその	地域変更 19 至一 10六二 花卷都市計画排水施設	東京特別都市計画緑地	12 10元 土地区画整理決定	二六年一〇月分建築物	(101四巻照) ため運動を停止する男	一〇二五参照	(一〇二四多照) 一〇五八 立川都市計画公園変更	*(青森県) 量 高久 地区指定	(磁質県) 最 30ペープ医は た川市行計所国に欠敗国道の 改築工事終了 執行年度決定	《(和歌山県) 人 [四]	《 (組井県) へ 」 図 一〇五六 立川都市計画水利施設	○ (予養県) へ 三 ○五五 同右事業の執行行政庁	1、「受穀県」 へ 100	土地牧用法により牧用 ~ 四 一〇五四 立川都市計画街路事業	(一〇二四巻展) 設並びに同事業及びそ	九《福岡県》 豆 三人 一〇五三	へ 101 の執行年度割決定		砂防法により一定の行地区指定地区指定	三 四二	○ (宮城県) 量 50× 指定	◆ (施路県) 〒 100 青春都市計画刊金地域 - 100 青春都市計画刊金地域	・ (同) へ IB! 業、緑地事業及びその	指定(愛知県) ヘーミー・	少方受情が受けると也 へ 「三」 一〇四九七 ~(三重県) へ 「三」	へ 「三 一O四八 東京特別都市計画準防	を指定し砂坊工事施行を指定し砂坊芸備を要する土地
14 点式	10六六 宮古都市計画準防火地	地区変更追加決定 19 至六 一〇六五 宮古特別都市計画同右 三	東京特別都市計画風致	事業並びにその執行年	東京特別都市計画街路 10六三	東京特別都市計画用途 及び同事業並びにその	地域変更 19 至一 10六二 花卷都市計画排水施設	東京特別都市計画緑地	14 WOX	二六年一〇月分建築物 ・ 一〇六〇 気値沼都市計画内の脇	(101四多限)	一〇二五参照	(一〇二四多照) 一〇五八 立川都市計画公園変更	《海森県》	(磁質県) in MOK IDEL	《(和歌山県) へ 100 並びに同事業及びその	《[昭井県] 人 「四」 一〇五六 立川都市計画水利施設	*() () () () () () () () () ()	・ (愛媛県) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	土地牧用法により牧用 ~ 四 一〇五四 立川都市計画街路事業	(101三菱県)	九。(福岡県) 豆 三〇八 一〇年三		1011	砂防法により一定の行	三 四二	《宮城県》 量 30	(() () () () () () () () () (・ (間) へ 1811 業、緑地事業及びその	指定(愛知県) ヘーミー・	少方受賞が受ける土也 へ 1811 一〇四九 東京特別都市計画公園 七 3(三重県) へ 1811 一〇四九 東京特別都市計画公園	へ III 一〇四八 東京特別都市計画準防	を指定し砂防工事施行 一 一 工業地区指定を指定し砂防工事施行 工業地区指定

13	昭和2	26年12	2月目	录		官	幹	} (PH	録)	•		e e e	JR 90 W		
107#	一〇八五四		000	一〇七九		1044	一〇八一	***	H-10-	Marto I	III.to1	1 0 1	OHO	一〇六九	4301
で施行することの命令 量 州谷都市計画刈谷駅前 土地区画整理を刈谷市		(一〇七六巻照)		(一〇七六巻照)	△(同県松前)	○八三 《(同県松前町) 呈 見島県弦沙 呈	一。(愛媛県桜井町) 量	都市計画法により指定	指定 同右事業の執行行政庁 同右事業の執行行政庁		並びに同事業及びその 執行年度変更 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の 会員の	发		更及び同事業並びにそれ定	接野都市計画街路決定「三
dOw dOw			40%	. 5	#Op	2 2 2 2 2 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3	90 0	1 2	罗		罗	图 图	Z	罗	[2]
保指一。	9 71	- ·	100		000		一〇九八		一〇九六			0 7 7		1044	10八七
宇る公表 宇る公表 保安林指定	第六回受助格敦皮特に加 (青森県) (青森県)		大阪都市計画防火地域大阪都市計画線地及び		泉佐野都市計画同右泉大津都市計画同右		守口都市計画同右		河川の改良工事施行教行年度割改正	たず取り十種引各単数 指定	明右事業の執行行政庁 執行年度期決定	成生都有計画灯域変更 勝山都市計画区域変更 指定	小浜都市計画街路事業がにその執行年度決定	行事業の執行行政庁	変更並びに司事業及び両井復興都市計画街路
a a	26	8 8	=	专专	# # #	4 4	電車	量		₩	Ħ	黃豆	200 200 200 200 200 200 200 200 200 200	# #	
14元	医	类 类	类	类 类	类 类 类	类 类	类 类	#OX	×0×	- FOX	Š.	费员	%	KOp KOp	6.8
●会期延長載決及通知 ●委員任命につき同意を求めるの 書面受額	●予算送付及通知	●常任委員長神介選右(両) ●法律公布奏上及通知 •	○常任委員長辞任(内閣委員長等)	CONTRACTOR OF THE PARTY OF	ニモ 非鉄金属等の需給調査に関する件廃止	Contract of		四 厚生省所管会計事務取扱 規程	三 厚生省所管物品取扱規程 規程	財産取扱規程の一部改正	 七 內別及び營理府等管項有 計 合 	保解二 保安林解除		保報 — 保安林指定 — 保安林指定	保解一保安林解除
- m =		DR 36 ES	. .	75	10	£	,	是大	スス	ъ		元元	992		E E
	E 0 0	三量美	夏	类二	E ON	类	ğ	でき	三	夏	1	X X	夬		更爱
● 戳負死去及刑詞(白井佐吉)	●藏事日型	●客弁書受領●客弁書受領	●講願書送付 ●講願書送付	● 英藏 经付	○ 議案通知書受領	●裁案通知	●回付談案受領	6 6 雷蒙流行	●要求書受領		● 数案提出	●政府委員承認●要請書受領	●報告書受領	●通知書受領及通知	●同意通知
E 4 8 8	= m -	F X 7	E ##	en 🗆 en	= X =	. = 7	28E 163	n. m =	c per 45	4 % S	三四元	三曲目	石兰元田	= 1 =	es an
豆見見賣	· 克里 =	六天 英語 英語 新	M M M		E A	2 2 2	# E	三元 元	- 年景	美三克	11 11 11			量が当	E =

五年 五年

		TO STATE		H	召利	12	6 4	FI	12	月	目金	录	-	-			官	1	-	700	報	(附	1	录)					1000				70	-	100		100		14		-
●	●質問主意書転送 ●質問主意書提出		●要求書提出	•	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	通過部分質	(日) 計算 近代	D. A. LER ACCEPT	4 4	6 部分证失			● 議案回付	○議案送付		⑥ 護案付託(予備審査)	4					○議案付託		○蔵案受額(予備審査)			●職案受買				(●請願書及び陳楷書送付	●会期延長通知及び通知書受領			4	*			議	
● (● () () () () () () () () ()					NE E					ec gr			e pre			H					362			Z :	T.	9K.	E .				32	25.	251	PM	ス	W.	=	95,	EM	=		日 切外
10 12 10 10 10 10 10 10	1111	が変	丸	NEW T	見り	E M	EES VA	na n	KEE T	200	E SERVI	45	艺	至	NAME OF STREET	in in	靈	=	芜	251	丸	<u>E</u>		DEE!		完	ME I	区配包 -	1		龙	丸	些	255	THE STATE OF	118	益	夬	些	爱		H
	刑單濕式加水量計等)	●日本工業栽格密提(亦逆用調車 m	○回商産業省	船舶公団の清算結了	O大 巌 省	なつた外国人登録証明書)	入国管理庁公示第二号(失効に	務	所)	庁舎移転(人事院札幌地方事務)	件			五件		築外二件	職種及び職級の決定	CA 事 院	ける予算使用の状況	●昭和二六年第一・四半期中にお	0内 閣	事	1 1	四名)	任命式(国務大臣木村篤太郎外	●読書始の儀及び歌会始の儀	●行幸	●御除喪	室事		٥			4					●報告當提出			●報告書受領
● 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	六			Ξ		M			111		il.		*	THE		大			III			-		큿		100	*			吴	九	六	14	13	H	=	10	=	255	=	六	M
② (100			11111		三层			क्रिके		8大3		単数後	世代世		無無四			Side	-		-	-	大石		MOB	100	光七		田田田	三人四	五年版	当元	一次	EEL:	11111	itti	完	医	四大三	MAKE	七九
	手	行ら事業認定等の告示及び公告	・土地牧用法の規定に基き知事が			OI比爾道	地方自治事項			のを自当をと言いいととした説明							●懲戒しない旨の決定(東京地方	O最高裁判所			●特殊日勤勤務に関する紛争の仲		の時間外労働に関する調停案の						1		締紀に関する紛争の仲製公表	●転動転職の取扱についての協約		紛争についての調停の公表(国	附属党書第一項第四号に関する	●労働基準法第三六條に基く協定		殊日勤勤務に関する問題」につ	●因鉄労働組合米子地方本部「特	0労 伽 省	製防火戸等)	●日本工業規格設定等(防火木材
● の								1																		-																
一	美				Š.	1		-	NG.		77	2		-	0	完			公司	当		-			炎	-	-	-t-		-			老七		-		毛	1	1	113	_	1
U = U = U = U = U = U = U = D = D = D =		一部改正	三一五 旅客及び荷物運送規即	三五三 《御殿場線駿河等》	П	中國海線寺運灣)。 二四三		三一四 停車場名政称(北薩車	三五〇 の(関西本線月ヶ湘	三四九。(中央本線塩崎等)	三四〇 《(坂上線立石等)	三三六 《中央本線神領等》	三三五 《(越後線百山)	摩脇田等)	三一三 停車楊設置(北陸本線	三五九。	三五七	三五五	三五四		三一大 タ	三二 車名重線見門の一部次	三 三 新年等用數《海和畫	三二 医髂骨窦韧带 小赤海绵		三		=======================================	一部改正	三〇九 日本国有鉄道組織規程	会示 O日本国有鉄道	価及び特別小売定価		作面積の一部改正	するたばこの種類及び		〇日本専売公社	るする葉や得り	公共企業本事 資	の知事公室規程の一部改正	・処務細則の一部改正	〇山口県

15	昭和 26 年 12	2月目録	官,報	(附 録)	
三		를 를 를 를 를 를 를 无 元 六 元 天 宝 西		■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	三里一十六四回三十六四回三十六四回三十六四回三十六四回三六
(三二三巻照) (三二三巻照) 札幌線等における冬期除	(三) 九参照) (三) 九参照) (三) 九参照) (三) 九参照)		荷扱所設置(編知山線伊 丹停車場所属伊丹駅豊中 荷扱所荷物収扱規則の一 高改正 (三二二条照)	大 0 五 五九四	■ 1 + (二) (本権) (本権) (本権) (本権) (本権) (本権) (本権) (本権
ia	E	E	^ ^	8 E A & 8EA&	573
1140	18			E CON TIE E CON	# 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2
● ● ● 金公公 ● 首 被 会	● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	五五五五五五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	五五元 西西西西 西西西西	五 五 五 三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
●公益事業委員会公告(第一○号) ●電波監理委員会公告(第一○号) ●首都建設委員会公告第一号—第	四回皇宮護衞	小荷物の取扱開始(阪和 総富木停車場等) (三二二参照) 日本弁護士連合会事項 日本弁護士連合会事項	(三二二多順) (三二二多順) (三二二多順) (三二二多順)	(三二 五多原) (三二 日多原) (三二 日多原) (三二 日多原) (三二 日多原) (三二 九多原) (三三 九9月) (三三 1月) (三三	(学規・第)。 ・ 平 Y国 (安理・第)。 ・ 平 Y国 (安理・第)。 ・ 平 Y国 日本国有鉄道広舎東接規 則の一部改正 自動率線における手向り 自動率線における手向り でごの割扱について でごの割扱について (三十二巻階)
* 8-	7 *	七 吴	量	東書 · 書 · 書 · 書 · 書 · 書 · 書 · 書 · 書 · 書 ·	-6 -6
10 共市	* 500		- E54	2000 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	製造
● 支部省公告● 支部省会作教科国書の出版権● 著作権譲渡登録	●当せん金附証票の発売について●当せん金附証票の発売について	※一覧表の大部の在外店維持有配名証 ※一覧表の大部の ・ の国有財産光神公告 ・ の主くじ用爽品公売公告 ・ であるためである。 ・ であるためである。	●言妙診願空告(第二沙診原合権 者氏名) 大蔵省公告 ●宝くじ用委品公売公告	○公益申率委員会公告(第二一号) ○公益申率委員会公告(第二一号) ○公益申率委員会公告(第二三号) ○公益申率委員会公告(第二三号) ○公益申率委員会公告(第二三号) ○公益申率委員会公告(第二号) ○首都經透真会公告(第二号—第一三号 ○土地調整委員会站開会開催公告 法務府公告	□ (図)。 Yの図ー (図)。 Yの図ー (の図)。 (大の図)。 (大の図)。 (大の (本) (本) (本) (大の図))。 (本)
7. m.	关章 录目	5 2 5 7 8		大声 音 三三 三二 さん	103
축소	本共 KEO			交換 見 自己 自奏 基层	
	二二九五八七- 一二八九五八七- ○○八五四三二	一六年度測量士及び測量士 原倉格者公告 同発行公告 十二月発行号外	● ※ 分機省公告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	● 日本 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中	対学様代表研究)。 イン同二 文書各書作成科用系書の出版権 製造のために行う人格次書 受いために行う人格次書 受いために行う人格次書 受いために行う人格次書 受いために行う人格次書 受いために行う人格次書 受いために行う人格次書 でき でき
	大二四大大	104	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五
THE REAL PROPERTY.		100	18 2 8	我 書	6-0/4